

## I 会員規約

### 第1条（本会員規約の範囲）

本規約は、一般社団法人男性セラピスト協会（以下本協会とする）の定款に定める会員となった法人、団体または個人に適用する。

### 第2条（会員）

本協会の目的に賛同し指定する手続きに基づき、本規約を承認の上入会した方を会員とする。会員は次の通りとする。

- (1) 正会員 定款及び倫理規定・行動規範の遵守を誓約する者で、本協会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 協会運営会員 正会員のうち積極的(年一回以上)に本協会の運営に協力する個人または団体
- (3) 賛助会員 本協会の目的に賛同して会の運営を賛助する個人または団体

### 第3条（入会申込）

正会員、協会運営会員及び賛助会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により申し込み、代表理事の承認を受けなければならない。その承認及び会費の納入があったときに正会員、一般会員及び賛助会員となる。

以下の行為が認められた場合、入会の承認が得られないことがある。

- (1) 入会申込書に、虚偽の記載等申込書に不備があった場合
- (2) 過去に会員資格の喪失があった場合
- (3) その他、本協会が会員と認めることを不適当と判断した場合

### 第4条（会費等）

会員は次の各号の定めるところにより会費を納入する。

- |            |              |                  |                |
|------------|--------------|------------------|----------------|
| (1) 正会員    | 入会金 10,800 円 | 月会費 2,000 円(個人)  | 5,000 円(団体)    |
| (2) 協会運営会員 | 入会金 10,800 円 | 月会費 1,000 円(個人)  | 3,000 円(団体)    |
| (3) 賛助会員   | 入会金なし        | 月会費 一口 500 円(個人) | 一口 3,000 円(団体) |

### 第5条（会費等の払い戻し）

会員が納入した会費については、その理由の如何を問わず、払い戻しを行わない。

### 第6条（会費等の納期）

会費の納入は、オンライン決済である anypay を利用しカード決済とする。カード決済が使用できない場合、次年度分を今年度8月末日までに指定の口座に入金となります。

### 第7条（期間）

会員資格の有効期間は、カード決済している限り自動継続されます。

年払いの場合、毎年9月1日から翌年8月31日までとする。但し、途中入会を認めるものとする。途中入会の場合は、入会申込日から8月31日までとする。

#### 第8条（会員の特典）

本協会の正会員、協会運営会員には、以下の特典を付与するものとする。

- (1) 男性セラピストグランプリ(男グラ)への出場資格
  - (2) 登録商標である「男性セラピスト」の使用権
  - (3) 本協会が提供するセミナー・研修会・懇親会等、イベントへの無料もしくは会員価格による参加
  - (4) メールや会報誌、会員サイトでの業界関連情報や技術指導のための資料の提供
  - (5) 本協会の認定研修の開催
  - (6) 本協会からの有料提供物・サービスの無償提供もしくは会員価格での購入
- 以下は、賛助会員にも付与される
- (7) 本協会ホームページとのリンク等の情報優遇
  - (8) 前3,4号等へ協賛や広告掲載する場合に、広告料の割引等の優遇
  - (9) 賛助会員が企画するイベント等への後援名義の提供及び、本協会の協力

#### 第9条（会員の義務）

本協会の会員は、以下の事項を守るものとする。

- (1) 会員外に対して公開してはならない重要事項、機密保持事項に関しては一切他に漏洩してはならない。
- (2) 本協会の規程等を遵守し、他に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。
- (3) 会員は名称又は住所等会員登録情報に変更が生じた場合には、速やかに本協会に届け出ること。

#### 第10条（任意退会）

会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

#### 第11条（会員資格の喪失）

会員が次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して三ヶ月以上されなかったとき。
  - (2) 理事会が同意したとき。
  - (3) 当該会員が死亡し、失踪宣告を受け、又は解散若しくは破産手続開始決定を受けたとき。
  - (4) 当該会員が、成年被後見人又は被補佐人となったとき。
  - (5) 退会を申し出たとき。
  - (6) 第12条の定めによって除名されたとき。
  - (7) 本協会の名誉・信用等を失墜させる行為があったと、本協会が認めたとき。
  - (8) 法令もしくは公序良俗に反する行為を行ったとき。
  - (9) 会員資格及びそれに伴う権利を、第三者に譲渡または貸与したとき。
  - (10) 暴力団等反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」という）であることまたは過去に反社会的勢力であったこともしくはそれらと関係があると判明したとき。
  - (11) セラピスト側の明らかな故意または過失により、消費者に重大な経済的あるいは身体的危害を生じさせたとき
- 2前項(7)から(11)の行為により本協会に損害が発生した場合、本協会が当該会員によって被った損害の賠償を当該会員に請求することができる。

#### 第 12 条 (除名)

会員が次の各号の一つに該当する場合は、総会の議決をもって除名することができる。

- (1) 定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

#### 第 13 条 (会員の権利喪失)

会員が前 2 条の規定によりその資格を喪失したときは、本協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本協会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

3 資格喪失後、本協会が所有する知的財産等の使用その他これに類似する行為を禁止する。

4 会員資格を喪失することで、男グラの賞歴も失う。

#### 第 14 条 (情報の二次利用)

教材、特典によって提供される情報を、複製、無断転載、転用、流用等、著作権法に違反して使用することを固く禁止する。

#### 第 15 条 (個人情報)

当協会は、会員の個人情報を含む登録情報については、本人の同意を得ずに第三者に開示しないものとする。

#### 第 16 条 (規約の追加・変更)

本協会は、社員総会の決議により、特典の内容および会費を含め本規約の全部または一部を追加・変更することができる。

#### 第 17 条 (免責および損害賠償)

天災地変、戦争、暴動内乱、その他不可抗力、法令の改廃制定、輸送機関の事故等によりやむを得ず会員サービスを変更、中止または一時停止せざるをえなかった場合、本協会は一切責任を負わないものとする。

2 会員は、本協会が提供する教材、特典等の情報を自らの判断によりその利用の採否を決定するものとし、これらに起因して生じるいかなる損害に対しても、本協会は一切の責任を負わないものとする。

3 会員間の紛争は、当該会員間で処理するものとし、本協会は一切責任を負わないものとする。

4 会員と第三者との紛争、消費者クレームが発生した場合には、会員の自己責任とし、本協会は一切責任を負わないものとする。

5 本規約に違反した会員に対しての会員資格の取り消し等の措置によって生じたいかなる損害に対しても一切責任を負わないものとする。

9 万が一、本協会が会員に対して損害賠償を負う場合、その額は会員が払う年会費の額を超えないものとする。

10 会員が会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。

2016年9月1日制定 会長理事パール坂本